

令和3年4月

美里町教育委員会臨時会議事録

令和3年4月教育委員会臨時会議

日 時 令和3年4月16日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	佐 藤 キ ヨ
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長 兼郷土資料館長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長	齋 藤 眞
教育総務課主事	青 山 裕 也
教育総務課主事	伊 藤 大 樹
学校教育専門指導員	阿 部 毅
青少年教育相談員	門 脇 宏
特別支援教育専門員	伊 藤 淳

傍聴者 なし

---

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

- ・ 協議

第 3 第2期美里町教育振興基本計画の策定について

第 4 令和3年度美里町の教育の策定について

- ・ その他

令和3年度美里町教育委員会定例会について

新中学校アイデアコンテストについて

- ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

- ・ 協議

第 2 第2期美里町教育振興基本計画の策定について

第 3 令和3年度美里町の教育の策定について

- ・ その他

令和3年度美里町教育委員会定例会について

新中学校アイデアコンテストについて

---

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） それでは、定刻になりましたので、これから会議を始めさせていただきたいと思います。

まず委員の皆様方には、4月8日に行われました入学式、入園式等々ご出席いただきましてありがとうございました。園も学校も新体制で元気にスタートさせていただいたところがございます。

昨日まで、春の全国交通安全運動が展開されておりまして、各学校では交通安全教室を開催してきたところです。すこし日程がずれて今日も開催している学校があるわけですが、その際出発式があったんですが、警察署の所長さんから横断歩道を渡っているときに停車しない車の率、これが全国で何と宮城県が一番悪いというお話を頂戴しまして、なるほどそういう状況にあるのかなと思いつつ聞いておりました。委員の皆様方、車を運転する際には、どうぞ横断歩道に人がいるときには止まっていただけるようお願い申し上げます。

また、授業参観、PTA総会、家庭訪問等行事がめじろ押しであります。これも新型コロナウイルス感染症予防の観点から開催の仕方いろいろと先生方は考えられているようでございます。PTAの総会は全校集会がなく、学年PTAで行うということがほとんどの学校のようにございます。したがって、PTA総会がないということになると書面での議決ということになるのでしょうか。そのような状況でございまして私共も実際学校を支えていただいている保護者の皆さんの誰が会長さんで誰が副会長さんか、それも昨年もできなかったもので、名簿だけ受領したということでもございました。今年も同じような状況下になるのかなと思っております。なかなか保護者の皆さんから直接お話を聞くという機会がない、そういったところをどうにか解消していきたいなとは思っているところでございます。

昨日まで、美里町では33例目の新型コロナウイルス感染者が出てしまったということでもございます。今後も、学校関係で予防の対策は講じているものの、こういった状況如何によっては感染者が出る、そういったことも考えなくてはならない、これまでのように学校の行事、それから子供たちへの予防の徹底、それを先生方を通じて指導してまいるということでございますので、委員の皆様方もどうぞご自愛いただきますようお願いいたします。

さて今日は、報告事項と協議事項がございまして、委員の皆様方いろいろとご協議いただきまして、ご指導いただきたいと思います。どうぞよろしくようお願いいたします。

それでは、ただいまから令和3年4月教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含めて5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員といたしまして教育次長、教育総務課課長補佐、教育総務課主事、それから学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の会議を行います。

---

#### 日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） まず、日程第1でございます。議事録署名委員の指名でございますけれども、規則によりまして教育長から指名させていただきます。今回の署名委員は、1番後藤委員、2番佐藤委員をお願いをさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

---

#### 報告事項

##### 日程 第2 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

この報告事項につきましては、説明員のほうから説明があるところでございますが、学校名、指名は伏せてお願い申し上げたいと思います。

日程第2 報告第1号、美里町心身障害児就学指導審議会の答申について報告をさせていただきます。伊藤先生お願いします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） それでは、前回の定例会で就学指導審議会の諮問のありました女子児童1名の答申について報告いたします。

就学指導審議会の答申ですが、2枚目の資料になりますけれども、女子児童1名、特別支援学級知的障害学級への入級が妥当であろうということになりましたことをお知らせいたします。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま報告のとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

---

## 協議事項

日程 第3 第2期美里町教育振興基本計画の策定について

○教育長（大友義孝） 続きまして、協議事項に入ります。

日程第3 第2期美里町教育振興基本計画の策定について協議をさせていただきます。では、説明を、教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 皆様、お疲れさまでございます。それでは、私から説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、事前にお配りしている資料、第2期美里町教育振興基本計画の策定についてというもので、資料は5つほどつけさせていただいております。資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

資料につきましては、ご覧いただいたということで、内容につきましては省略させていただきたいということでございます。

基本的に、パブリックコメントを実施した結果、1名の方から、添付した1番の内容のご意見をいただいているというところでございます。それで、これに関連する資料として、2番から資料をつけさせていただいております。今回このいただいたご意見に対してどのように取り扱うかというようなところで、今後の対応をどのようにしていくかということをご協議いただいた上で、対応を定めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ただいま説明をいただきました。既に、パブリックコメントの期間も終了し、意見をいただいたところであるということでございます。意見の取扱いについて、委員の皆様と協議をし、制定に向けていきたいということでございます。意見募集の期間は4月8日までということで（「はい」の声あり）締め切ったということで。今日、お示しされた政策等の案の提出された意見等の概要ですか、2つでいいですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） ちょっと、よろしいでしょうか。

まず、この内容についてちょっとご意見をいただきたいと思いますところなのですが、資料をめぐっていただきまして、下にページ数を振っておりますけれども12ページでございます。12ページの、これは美里町パブリックコメント条例なんでございますが、12ページに第7条がございまして、「実施機関は、前条の規定により提出された意見等を十分考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする」ということで今回ここで対応について協議いただくということでございます。

それで、これの2項に3つのことが書いておまして、「実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要」まずこれ1つです、これと「提出された意見等に対する対応（意見の採用の有無及びその理由）」、これが2つ目でございます。3つ目が、並びにとありまして、「政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない」ということになっておまして、我が町ではホームページを中心に公表しているというところでございますが、意思決定、今回の計画を定めるに当たりまして、いただいた意見を十分考慮して、この対応というか、公表しなければならないということになっておりますので、いろいろご意見をいただいた上で、どのような対応をしていくかということを決めていただくというような形になると思います。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ということでございますので、既に意見のほうについては委員の皆さん見ていただいていたと思います。この件について、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。何か、委員の皆さん、ご意見ございませんか。

大きく分けて2つということですね、内容はもうちょっと具体的になると思いますが、それを採用するかどうか、そしてするとすればこうだ、しないとすればこうだという理由も付すということですね。採用すれば、修正箇所があればその修正箇所をきちんと示すということになるんですね。

いろいろなお考えがあるとは思いますが、まず大きな1番ですか、パブリックコメントの手続が形骸化していますというような意見を頂戴したところでございます。この件について、今回の基本計画の部分と、この基本計画の部分のパブリックコメントしておりますので、それをどう結びつけるかということでございます。どうですか、留守委員。

○委員（留守広行） このパブリックコメントの手続が形骸化していますという内容でございますけれども、やっぱり住民の皆様方にどうしても会議の内容とか、いろいろなことで分からない部分がございますので、テーマによってはパブリックコメントをさせていただいていろいろ意見を出してしていただきたいというのがあろうかと思うんですけれども、なかなか件数が少ないとかそういうふうなことで、この方は形骸化しているんじゃないかと思われているのかなと思います。

○教育長（大友義孝） そうですね。手続が形骸化しているという部分に関しては、教育委員会でございます、ああですというふうな回答を申し上げるよりもっと大きい、組織全体といいますか、地方自治体そのものでパブリックコメント条例を整備していますから、その全体的な部分

に関わるのかなということも想定できるわけですよ。この辺についてどうでしょう、大森委員。いかがですか。

○委員（大森真智子） 一町民としてというか、このパブリックコメントを募集しますということで意見だったり、町のことについて興味を持つということが、どれくらい皆さんに広まっていて、皆さんの興味ではないんですけども、よりよくしていこうということでご意見いただけるのかなという感じで私のほうでは見ていたんですが。何と言うか……難しくではないんですが、もうちょっとこういろいろ意見が寄せられるようなというか、そういうところだといひのかなというふうに思ったんですが。

○教育長（大友義孝） そうですね。教育委員会からパブリックコメントに付した内容は、教育振興基本計画の案を示しているわけですよ。その案の内容についてのご意見というよりも、もっと大きなご意見を頂戴したというふうな捉え方だと思うんですよ。そうすると、教育委員会として、ここへの回答については、なかなか教育委員会の意見だけで示されるものではないという考えですよ。佐藤委員、いかがですか。

○委員（佐藤キヨ） パブリックコメントとかあまり今まで考えていなかったんですけども、もっと意見をいっぱいよこしてほしいと思うなら、結構広報はよく皆さん目を通して思うんですよ。あれにはそれをどういう意見を求めているとかが出てくる時はあるのかしら。あるんですか。

○教育長（大友義孝） パブリックコメントを募集しますという記事はあります。

○委員（佐藤キヨ） それであれば、仮にそんなに集まらなくても目を通して人は多いということですよ。広報は皆さん結構よく見ていて、あと何か懸賞じゃないけれども書いてあって、そういうのが。出なくても、それは仕方ない部分もあると思うけれども、どういう意見、どれについての意見が欲しいのかっていうのを今まで以上に、読む人が分かるような書き方をもう一回考える、そういうことならばできるんじゃないかなと。広報を一生懸命読む人って50、60代とか結構年配の人がよく読むと思うんですよ。だから、その人たちが書きやすいような、意見を出しやすいような書き方を、今以上に工夫すれば少しはいいんじゃないかなと思います。

○教育長（大友義孝） 基本計画の内容ではなくて、その手続の形骸化に対するご意見ということで、委員の皆さんからお伺いしたような状況でございまして、基本計画そのものに対してのご意見としては、全体に関わる部分だということですけど。

○委員（佐藤キヨ） 出なくもしょうがない部分は、一応知らせたら良いのではないのでしょうか。

○教育長（大友義孝） 後藤委員、いかがですか。

○委員（後藤眞琴） この、通過儀礼になっている、パブリックコメント一般のことを言っていると思うんですね。国でもパブリックコメントを募集していますし、県で募集しているんですね。それで、そのあと各地方公共団体でやって、それから教育委員会でもしている。そのこと、そのパブリックコメント、ですからかなり大きな意味でパブリックコメントを国でもうちよっと実のあるものにしたらいけないかという意味があるかと思うんです、これ講師が指摘していますってということから読み取りましてね。ですから本町はって、そういう形骸化しているのにもかかわらず何の見直しもしないで教育委員会も町もしていると。それはいかがなものでしょうかという問いだと思うんです。ですから、直接、教育長さんがお話ししていますように、この振興基本計画そのものに直接関わるものでなくて、もしこれに対応するんだとしたら、町長部局と教育委員会でパブリックコメントは通過儀礼にしない、実のあるものにするにはどうしたらいいんでしょうかというような話し合いをすることぐらいかなというふうに考えています。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、教育振興基本計画そのものに対してのご意見というよりも、もっと大きなご意見ということで、採用はできないということになるわけですね。基本計画そのものから見ればですね。ですから採用はなし。理由については、基本計画とは無関係ではないんだけどもっと大きな一般のことを指していると取られるので、そういった意味の内容の理由になるのかなと思います。したがって、修正はないとなりますけれども、そういう流れでよろしいですか、委員の皆さん。今言ったような。

○委員（後藤眞琴） これ、採用の有無よりは、こういう意見に対して、いや教育委員会ではこういうふうに考えておりますというような対応でよろしいんでないかなと。これは採用しませんとかじゃなく。採用しようもないですね。

○教育長（大友義孝） 採用のしようはないので、理由のところですね。

○委員（後藤眞琴） こういうことで、検討していかなければならないと思っていますとかね。そういう、検討はこれからしますよというような。

○教育長（大友義孝） 教育委員会の部局、教育委員会だけではなくて、町長、それからその他の機関もあるわけですから、そちらと協議をしながらこのパブリックコメントの手続について、よりよい方向に進めていくというのが教育委員会の考えであるということですね。そういったことを理由に、ただ、計画の内容については触れていないので、採用はできませんということ

になろうかと思えますと。それでよろしいですか。今いったような形で。賛否を問うというよりも皆さんの合意で進めさせていただきますので、よろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、2つ目。大きなテーマで、第2期美里町教育振興基本計画を改めて策定する必要はないと。なぜないのかという理由もいただいた意見の中にはお示しをされているということでございますので、どう思うかということですね。

ここを採用するしないは、先走りになるかもしれませんが、採用するとなったら何もなくなくなっちゃうんですね。計画するものもなくなってしまいうし。採用できませんということになればこのまま進めるというような内容にもなってしまいますので、ちょっと大きいかなと思うんですけどもね、扱いがね。後藤委員、最初にどうぞ、ご意見。

○委員（後藤眞琴） これ、2番目ですか。これね、まず①、②ね。これ、パブリックコメントを求めているのは教育委員会ですよ。それで、こういうものをしますっていうもの出しますよね、一式、こういうもの出したってありますけれども、これはあくまでも僕は事務局の案だと思うんですよ。それをこういうふうにパブリックコメントの手続、意見募集をしますよと。事務局で案をつくったものを教育委員会で検討しなきゃならないと思うんですよ。その手続が抜けていたので、例えばここに言われるような「雑です」って、素案があつて、案とかね、これは完全に教育委員会のミスなんですね。教育委員会の責任なんです。それから、この②の目的、これもパブリックコメント条例の目的、第1条に書いてあるんですよ。その目的を上げなきゃならないのに、ここに上がっているのはパブリックコメントの手続についてというこういうものなんですよ。ですから、こういうこと、こういうミスがあると。

それから、3番に資料が不十分だというのは、これも僕の中にもあったんですけども、この資料を、僕たちが使った資料を全部提出しないと、向こうの人は、向こうって住民の方、それを基にこのつくった教育振興基本計画案を理解するために読むものだと思うんですよ。ですから、それを省いちゃったと。そういうことが何で起こるかというのは、繰り返しになりますけれども、これ苦労して事務局で案をつくったものをこういう形でパブリックコメントを募集しますと、それを教育委員会に提出してどうでしょうかと、そこの手続が抜けちゃったのでこういうミスを、これ単純なミスですね。ですから、これは素直に教育委員会できちっとみんなで協議しなかったのがこれから協議するというようなことを、説明というよりおわびのほうが強いことで、対応していかなきゃならないと思っています。

それで、1点。あと、④と、これは手続の対象外ですって、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の大綱の策定等となっていて、その第1条の3の第2項にありますので、これは教育委員会ではこういうふうに理解しておりますということを説明すれば、この町長が独断でできるようなふうな解釈とは違いますということを説明すればいいんじゃないかなと思う。それから、次の2は別なんですね。

- 教育長（大友義孝） 後藤委員からは、1番の細かい部分を今お伺いしたんですね。
- 委員（後藤眞琴） 2番ですね、（2）ですね。
- 教育長（大友義孝） 今私がお聞きしたのは、大きい部分の2番なんです。
- 委員（後藤眞琴） これは、完全に教育委員会のミスですね。
- 教育長（大友義孝） 2番というのは、大きい1番の（2）という意味ですか。
- 委員（後藤眞琴） （2）の公表する政策案が雑ですという。
- 教育長（大友義孝） この部分ですね。今、お伺いしたのは、大きいタイトルに対して、今、細かくこれマル・バツしていくのか、ちょっとその辺は、大きい部分で捉えたんですね、今。一番大きいパブリックコメントの手続が形骸化していますという大きいタイトルですね。2つ目が、第2期美里町教育振興基本計画を改めて策定する必要はないと思いますという、大きいところです。確かに、今、1番目からすれば何項目も分けられていますので、それぞれに対する理由、意見とかをいただいております、具体化した意見を頂戴しておりますので、その部分に対して細かく理由を入れていく必要があるのかなということなんですよ。
- 委員（後藤眞琴） 僕はこれ、概要、2件しか上がっていないんですけども、やっぱり教育委員会のミスはミスとしてきちっと、このままするのもどうかなって抵抗あるんですけども、一応言葉変えるわけにいかないの、公表する政策が雑とかね、それは入れておかなきゃですね。
- 教育長（大友義孝） ということは、ここに示されている、今日示されているこの表ですね、これに対する回答をつくっていくんですね、委員の皆さん。ですから、この表に対して、対応する部分を書いていくものですから、例えば1番目のパブリックコメントの手続が形骸化しているという部分の大きな部分については、採用はどうか、ありなかなしななかだけですから、ありません。ただし、理由のところについては細かく今委員が言われたように、例えば大きい1番目の（1）はこうである、（2）はこうである、そのうちの①、②はこうであるという書き方を細かくしていくのかですね、その辺の部分をちょっと詰めていかなきゃないなと思うんですね。普通ですと、細かい部分までパブリックコメントで言うっていうのは示して

いなかったんですか。その辺、どうでしたっけ。今まで。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） やはり統一してこういうものという形ではなくて、それぞれ、実施機関の感覚で多分つくっているというのが現状だと思うんです。この様式を見ると「対応する」となっておりますので、その対応はということだと。条例上でいくと、採用の有無、あとその理由を書くという、それを公表しなさいということになっておりまして、回答ではなくご意見なので、そのご意見に対してはそれを採用するかしないかなので、ご質問という捉えで、ご回答という捉えの対応としてはこれはないのではないかなということでございまして、意見なので何うと。その意見に対しては採用するかどうか、それを決めてその理由も説明するというようなことでございまして、この様式を見ると、採用の有無を書いてその理由を書くという。そして、例えば今言ったようなものについて、ここに例えばその理由を書いてから、その下に細かく相手の言われたことに回答するかというようなところだとは思いますが。一つ、捉えが違うのではないかなと。

○教育長（大友義孝） もらったほうの裁量を任せられているってということですかね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 条例なり、この様式自体はそのような形で整理をされているのではないかなと。

○教育長（大友義孝） 様式は決められているんですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） すみません、失礼しました。様式自体は、任意ということでございますので。

○教育長（大友義孝） これは何かのなの。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 参考に、総務課秘書室でつくっているものですので、そうであれば違った対応でも構わないということですよ。それは実施機関の考え方でもいいのではないかなと。これはあくまでも参考です。

○委員（後藤眞琴） それからね、この意見等に対する対応（意見の採用の有無及びその理由）ってね、これだったら採用するしないのような意見があるとしたら、このパブリックコメントの手の対象外です、これは採用するもしないもこっちの意見や考えを述べるものだと思うんですよ。それで、次の場合はその策定する必要はないと思いますって、これは採用できない。だから、これを杓子定規に意見の採用の有無だから、これはこの意見は採用しません、そういう問題じゃないと、パブリックコメントが通過儀礼になっておりますと、これかなり一般的に、教育委員会ではこういうふうにご考慮しておりますと。それで僕はよろしいんでないかと思えます。採用する採用しないというものではないだろうと思えます。それから、その細かいところ、こ

れ教育委員会の手続のミスを指摘されているわけですね。だからそれは当然、採用する採用しないの問題でなくて、こういうことでっていう説明をすればよろしいかと。

○教育長（大友義孝）　そうですね。計画そのものに関する部分というよりも、それについて採用するも採用しないもそういうふうな部分ではないんだということですね。手続に関してご指摘をいただいているから、それはそのとおりですというふうに認めることもあり得るということですね。そういったつくり方で対応ですかね。教育委員会で実施機関として出したパブリックコメントですから、それに向けた対応はこうですというつくり方をするということですね。どうですか、委員の皆さん。今、後藤委員が言われたような対応をしていくと。

じゃあ、そういう形にまずするということですね。ということは、先ほどずっと委員から言われていた一つ一つの分野について、今お話をいただいた部分を整理して載せていくということによろしいですか。そういう考え方で。

○各委員　「はい」の声あり

○教育長（大友義孝）　例えば、全部がそうなのかなと思うですね。これ、策定する部分で、つくり方としてどういうふうなイメージだったんですかね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎）　今、後藤委員からそれぞれについてご意見をいただいてということで、それを踏まえて事務局のほうで、2番の関係も今これからかと思えますけれども、そういうものを踏まえて、対応案をつくらせていただいて、それをご確認していただいた上で公表という形でいかがかなと思えますので、まずはご意見をいただいた上で。そしてあとはそれをまとめていただいて、確認をいただいて、そして公表というような形でいかがかなと思えますが。

○教育長（大友義孝）　そうですね。今の、教育次長の今のお話のように、ある程度意見を出して、そして、つくり方は大体分かったような気がしますし、ただ今回大きい部分に触れると基本計画そのものに影響があるのかなのかということ。これについてはいかがですか、委員の皆さん。いただいた意見が、この基本計画に大きな修正が必要だという部分があるのかなのかということ。です。

○委員（後藤眞琴）　修正というのはどういうことですか。

○教育長（大友義孝）　中身を変える必要があるかと。

○委員（後藤眞琴）　僕はこれは基本的に、教育委員会ではつくる必要があるからこれをつくったというふうに理解しているんですね。ですから、この必要がないと思えますというのは、必要があるからつくったのだということ。です。

- 教育長（大友義孝） 必要があるからつくったと私も認識しているんですね。でもそのつくった内容に修正をしなければならない項目があるのかっていうことです。
- 委員（後藤眞琴） それはもうない、一読して明らかでないです。
- 教育長（大友義孝） ないですね。という結論でよろしいかということなんです。いかがですか、委員の皆さん、それに対するご意見。修正する必要はないというお考えでよろしいですか。まず、そこが基本であとは中身の手続は、委員会の至らなかった点もあるかもしれないので、それはきちっと説明をしながら、対応の書面ですかね、そういうのをつくるということになっていくと思うんですけども、それでよろしいですか。いいですか、次長。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） そのとおりでよろしいかと思うのですが、つくる必要があるんだという、何でつくる必要があるんだという理由は回答として述べなければならないというところだと思うんですね。そのあたりをご協議いただければと思います。
- 教育長（大友義孝） 今、後藤委員からつくる必要あるということを行っているんだからつくるんだということですよ。ほかの委員さんたちはどうお考えですか。
- 委員（後藤眞琴） それ、前の、第1次というんですか、平成30年11月に作成した美里町教育振興基本計画の、一番最後のページの28ページ、第6章計画の推進と振興管理等って、ここ多分、後から教育委員になられた方、さっと読んで記憶に残らないかと思うんですね。それの中の最後の最後に次期総合計画につなげる本計画の見直しというのがあるんですね。それで、2021年度から開始される次期総合計画を見越したと、この前つくったやつですね、見越して本件計画の見直し作業を2019年度から2020年度にかけて行うこととします。これ、こういうふうにごくここで述べているんですね。それで、僕の意識としては、ずっとこれをつくる、つくらなければならないと、それが先ほど申し上げたつくる必要があるからつくるんだと、こういうふうになっているので、当然つくるものだとは僕は理解しているので、この資料をきちっとこういうものを出しておけば、町民の方が読まれてこういうわけで作ったんだろうと理解いただけたと思うんですけども、ちょっと資料を出すのが、こちらでちょっと配慮が足りなかったのね、ということでこういう質問があったのかなと僕は思っています。
- 教育長（大友義孝） 今、第2期ということで教育振興基本計画というものがあるわけでございますけれども、教育振興基本計画の位置づけということについては既にご承知のとおり教育基本法に基づいたつくり方で、必ずつくれということではなくて地方公共団体の努力義務という位置づけになっていると思うんですね。ただ、今後協議される教育大綱というのは地方公共

団体の長が法律に基づいて定めるものというふうになっているわけですね。これは必ずつくらなくてはなりませんよということが示されています。私もいろいろ調べていくと、やはりどこの市町村も総合計画というのはお持ちなんですよ。ですから、総合計画という部分がありながら大綱は必要なのか、それから教育振興基本計画という部分もつくられてあるんだけど、大綱は必要があるのかと。そして、毎年この大綱はつくる必要があるのかという問いが、たしか文部科学省にあったと思うんですよ。その内容を見ると、私たちが今つくっている教育振興基本計画というのは、大体対象が4年から5年までというところだと思うんですね、具体的な計画を示しているというのは。ただ、総合計画という部分については、当然もっと大きな部分で、それを分割しているというような状況にもあるのかと思うんですけども。教育振興基本計画を定める場合には、振興基本計画の施策の目標とか、それから根本なる方針の部分ですね、こういった部分というのは大綱と、位置づけるというか該当されているわけですね。そういったものがあるから、大綱は必ずつくるんじゃなくて、教育振興基本計画を総合教育会議の中で合意の上であればそれでいいですよという示し方をされているんですよ。だから、逆に言えば、これは勝手な解釈になるかもしれませんが、振興基本計画がなければ大綱は必ずつくらなければならないということにはなりませんかね。

○委員（後藤眞琴） 大綱を、総合計画があるからそれでいいんだっていう判断もあり得るだろうと。

○教育長（大友義孝） 総合計画が大綱に位置づけるということではできないので。ただ、教育振興基本計画は大綱と位置づけることはできると。

○委員（後藤眞琴） というのは文部科学省のね（「見解ね」の声あり）一応これなければ、総合計画とこの教育振興基本計画というのは内容的には同じですよ、基本的内容は同じですよ、それを大綱にできないことはないんですよ。文部科学省から来ている通達ではできるものはこの振興基本計画ですよっていうふうに規定されているからできないんじゃないかというわけですよ。（「そういうことです」の声あり）今、教育長さんおっしゃられた、先は、なぜつくるんだということに対する答えですよ。今度は、大綱とのこの振興基本計画との関係ですよ、それから総合計画とのね。すると、先ほど申し上げましたように、この振興基本計画はつくる必要があつてつくるんだと、その理由はこうですよとなつて、そうするとそれを総合教育会議でこういうふうに教育委員会は話し合つて、結果になりましたということ、次のここを報告して、町長の了解を得て、調整する必要がありますよね。（「そうですね」の声あり）総合計画があるから、これをつくらなくてもいいっていうこと、そういう問いに対しては、

これよく読めば総合計画とこの振興基本計画を読み比べれば、総合計画のほうはかなり説明が足りない部分も、基本的な内容は同じなんですけれども、それをこの振興基本計画では敷衍して、敷衍というのは意味を広げて、分かりやすいように説明していると、その敷衍して述べてあるんですよということだろうって僕は思うんですね。

○教育長（大友義孝） 全くそのとおりではないかと思っているんですけども、どうですか、留守委員さんは。

○委員（留守広行） 総合計画を基にこの教育振興基本計画、よりよい教育を実践するために、先生の言われたとおりこちらのほうに教育振興基本計画のほうに説明を分かりやすく入れさせていただいて、実践に結びつけるために基本計画を策定するということかと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そういうことで、意見に対する対応という部分については、どうしても、要らないものではないかという部分に対する回答をつくるということですよ。だから、基本計画はこうですということになるということでもよろしいですかね。そういうことだと思うんですけども。よろしいですか、委員の皆さん。ただ、回答する、対応した表というか、教育委員会で作るもの、それどういうふうな扱いにしましょうね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） ただいまいろいろお話をいただいたものを整理させていただいて、そしてまず事務局で案をつくりまして、それをメール、ファクスで一回お届けいたしまして、それを見ていただいて、その中身を調整というか、修正があれば修正を行った上で、そして行ったものを確認していただいて、その上で公表したいと。あと、なるべく早く、あんまり長くも置けないもので、なるべく早くこちらのほうで作成いたしましてまず見ていただければなと思います。

○教育長（大友義孝） では、委員の皆さんにお諮りいたします。

今、教育次長が申し上げたような意見をいただいた部分に対する対応については、今のような進め方でよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そして、根本的な部分、基本計画そのものに対する意見は頂戴したけれども、修正に及ぶ内容ではないという確認をさせていただいてよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、この大きくこの2つは確認をさせていただきましたので、ご協

議いろいろありがとうございました。あと、こちらで作成した部分を確認をいただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長(佐藤功太郎) すみません、確認でございますけれども、今、パブリックコメントで意見をいただいたんですが、その内容を取り入れて採用するという内容ではないということで決めていただいたということでございますが、そうしますと原案のとおり策定するということになると思います。それで、その策定日ですね、それにつきましては、今回策定していただいたので本日をもって策定日としてよろしいですか。

○教育長(大友義孝) 策定日、よろしいですか、今日確認いただいたということで、策定日については。

○委員(後藤眞琴) その点でね、総合教育会議で、こういう意見がありましたけれども、策定する必要がないと思いますっていう意見に対して、いや策定する必要があるんだということを町長に了解を、教育委員会と町長が調整した上で決定するのが、その手続が必要なんじゃないかと。

○教育長(大友義孝) 今、後藤委員が言われている部分については、大綱と一連のものにするというお話なので、総合教育会議で確認をとった日付がいいだろうということなんですね。私考えましたのは、教育大綱の部分については町長がそれと同等だと認める場合に大綱に代えることができるわけですよ。だから、教育委員会が認めて大綱ですよっていう認める部分ではないということに。

○委員(後藤眞琴) もう確認はしてあるんですけども、この振興基本計画を、町長とこの前の総合教育会議で確認して、教育振興基本計画と大綱は一体だとね。それで、今度この意見は、この振興基本計画は要らないんでないかという、これは大綱と大きく関わりますよね。もし、教育委員会でいや要らないんだっていうようなことをしたとしたらね。

○教育長(大友義孝) 要らないんじゃないんだと、さっきお認めいただいたので、もう既にそこで決定だと私は認識を、

○委員(後藤眞琴) それを町長にこういう質問ありましたけれども、こういうふうに教育委員会では話し合っただけでそうなりまして、町長にそれでよろしいですかという、そういうことになりましたよと、ですから再確認というんですかね、この振興基本計画を大綱と一体化して公表しますと。公表じゃないね、しますっていうことが、その手続があったほうがいいんでないかと思うんですけども、いかがなものですかね。

- 委員（留守広行） よろしいですか。当委員会のほうで教育振興基本計画を令和3年4月16日に決めさせていただきました、総合教育会議のほうでうちのほうでは4月16日に決定いたしましたので、見ていただきたいと思います、町長のご判断で大綱に位置づけるかどうか、どうぞお願いしますというふうなことなんでしょうか。
- 教育長（大友義孝） 私はそうだと。というのは、首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないと。つまり、首長がなんですね。ただし、首長が決める上では教育委員会と協議はちゃんとしなさいよという前提なんですよ。
- 委員（後藤眞琴） それから、もう一つね。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の、先ほど申し上げた、これ持ってきたんですけれども、そのところで大綱の策定等というところで、2項目に「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする」となっているんですよ。それで、あったほうがいいんでないかと。
- 教育長（大友義孝） もちろんそうです。それで、協議して、町長が決めて公表するというのが法律上ですね。総合教育会議で決定するという捉え方ではない、あくまでも協議をしてと。協議が整わなければ首長の判断はどうか、その辺は首長の判断によるのではないかと思っているんですけれども。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） 平成26年7月17日付で当時の文部科学省の初等中等部局長の前川喜平さんの通知の中にありまして、その中に教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合、定めている場合はこれを代えることができるとなっておりますので、定まっていない状態では、ちょっとおかしいのではないかなと。
- 教育長（大友義孝） だから、教育委員会でさっきそれでよろしいですかと、その日でよろしいですかというのがそこなんです。定まったことになりますよね、さっきの確定で。だから、総合教育会議を開いて首長に決まりましたよ、いかがですかというふうな流れだと私はずっと認識していた。
- 委員（後藤眞琴） そういう手続をするっていうことですね。ですから、それが終わったら、
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） それでは、この場で確定、策定日ということで、その報告をする、定まったということでよろしいですか。（「そうなんです」の声あり）了解でございます。

○教育長（大友義孝） ちなみに、ここで委員会の協議が整わなくて、策定が、その教育振興基本計画が今日整えられなかったという場合は、総合教育会議をやっても審議する案件、協議する案件がないということなんですよ。と、ずっと認識しているんですけども、誤りがあればそうじゃないんだというふうになれば、それは修正しなきゃならないですが。

○委員（後藤眞琴） そのとおりです。だって、この前の総合教育会議で、この教育振興基本計画をつくるのは、地方公共団体宛てになっているのは、それは教育委員会だと自分は理解しているので、これは調整してそうなっていますので、ここで改めてこういう質問があったけれども、何も訂正もする必要はなくて今つくったものを基本計画としますと。ここで先ほどそういうことになりましたよね、それを報告して。

○教育長（大友義孝） それでよろしいですよ。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼郷土資料館長（佐藤功太郎） では、この会議で策定と、定まったということで。了解でございます。

○教育長（大友義孝） そういうことで、すごく大事なところの議論でございましたので、皆さんご理解、十分にいただいたと思うので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま日程第3の第2期美里町教育振興基本計画の策定については終了させていただきます。

---

#### 日程 第4 令和3年度美里町の教育の策定について

○教育長（大友義孝） 続いて日程第4、令和3年度美里町の教育の策定について協議をいただきたいと思います。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 前回の、定例会のときにも話題にさせていただきましたが、その後、今ほど策定について協議された第2期美里町教育振興基本計画に合わせた形の美里町の教育について再構成を行っておりまして、資料をお配りいたしました。その中で、おわびでございますが、資料の29ページの委員さんの佐藤キヨ委員の名字が佐々木になっておりました。早速訂正いたしますので、おわびして、申し訳ございませんでした。

前回の全体構成につきましては、第2期美里町教育振興基本計画に合わせて新しく構成いたしました。特にこれまでの、前年度までの教育基本方針、それから教育計画というのが頭にあ

ったんですけれども、それらは今回の基本計画の1、2、3にあります基本理念、基本方針、教育施策として内容を簡潔に表記しているものでございます。

構成の流れといたしましては、まず美里町の概要があって、次に美里町の教育に入ります。

1の基本理念につきましては、基本計画の文面から「人との支え合いを大切にし、自ら学び、たくましく柔軟に生き抜く力をはぐくむ」の部分のみを抜き出して示しています。

次に、2の基本方針につきましては、基本計画の5項目の見出しを上げています。

次に、3の教育施策につきましては、基本計画から目標の部分に相する事業名について明示した資料になっております。

このように、第2期教育振興基本計画に合わせて新しく構成したのですが、構成してみても全体的にちょっとコンパクトになり過ぎたかなという感もありまして、基本方針の見出しにプラスして具体的な考え方を示すことや、教育施策についてはそれぞれの対応策、そういう部分も盛り込んだほうがよいのかなという部分、このあたりも含めてご協議いただきたいと思っております。

続いて、昨年度まで示していました学校教育の目標以下につきましては、今回は削除しています。それは、学校教育に関する目標は全て前段の基本方針、教育施策に示されているわけですし、重点努力事項として定めてきたものにつきましては、各学校・園は町の教育振興基本計画を踏まえた上で、それを基にして各校で重点努力事項を定めておりますので、この部分に置き換えることができると考えたからです。また、これに伴って前回の定例会の資料でつけました重点努力事項の年度ごとの評価という部分なんですけれども、これについても毎年各校で行っている学校評価に置き換えることができると考えています。学校評価は、保護者、児童生徒、それから教員、三者間でアンケート形式で、教育活動についての1年間の反省等を評価していただくものですので、これらを基に学校の教育活動がどのようになっているかというのを今後しっかりと審議会の中でも確認していくのではないかなと考えております。

さらに、後半の、5以降の社会教育・生涯学習についての目標や施策の展開については、やはり基本計画の基本方針、教育施策に含まれているので削除して、計画のみを記載しております。

大きく変更があった部分は以上でございます。今後、早速学校へ各校の概要のページの作成依頼をかけ、また委員会関連部署、それから担当名の照会、資料の提供をお願いして、次回の5月の定例会では全てそろえてご提示して、ご承認を得たいと考えております。

発行につきましては、例年どおり6月1日を目標にしたいと考えております。つきましては、

今回のご指示、ご協議内容を踏まえて修正した後に、今月中に各園と学校へ基本理念から基本方針、教育施策までの部分ですね、示させていただきたいと思っております。そうならば、非常に予定どおり円滑に作業を進めることが可能でございますので、ご協議いただきたいと存じます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、委員の皆さんからご意見を頂戴するということにしたいと思いますが、昨年といろいろを変えたところもあるということでございますので、いかがですかね、全体として。後藤委員、何かありますか。

○委員（後藤眞琴） これ、今拝見させていただいて、前のを見たら、あれこれ何だったかなって分からない、今度はちゃんと説明が載っていますので分かりやすくなってどうもありがとうございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

学校の部分で変えたところもある、学校の部分で重なっているところも結構あったみたいなので、その点は修正しているようです。

○委員（後藤眞琴） それから、学校評価っていうの、今まで僕は重点事項でしたか、あれはどうやって決めたのかが、教育委員会が決めた、それを学校で評価してくださいっていう形でやっていたわけですね（「そうですね」の声あり）その評価は見たんですけれども、学校評価というのは僕たち資料提出していただいたことありますか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 前回というか、私になってからはもちろんありませんし、多分その前もなかったのではないかと。

○委員（後藤眞琴） それ全然分からなかったもので、確かにそういうものがあつたら、教育委員会が何だか勝手に決めたなんていったら語弊ありますけれども、押しつけみたいになりますので、各学校が自分の学校をよく知っているはずですよ、それでこの振興基本計画を踏まえて自分たちの学校の実情に合わせて重点項目を決めると、これのほうはずっといいですね。その評価のほう、資料をいつかお願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 準備して配付いたします。

○教育長（大友義孝） お願いします。

全体構成として、こういう考え方でよろしいですか。

あと、3ページ、4ページの部分が一番重要なところなんですね。これは、先ほどの教育振

興基本計画を踏襲しているということなので、これで、委員の皆さんのご理解を得られれば学校のほうにお示しして策定していくということになると、そういうことでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 確認をさせていただきたいんですが、2の基本方針につきましては、先ほどもちょっとお話ししたんですが、振興基本計画の基本方針をそのまま載せるほうがよろしいという方向でよいのか。プラス教育施策につきましても、事業名は載せているんですが、丸のついているところは事業名なんです、そこに対応策という部分が振興基本計画でございまして、そこに考え方が示されておりますので、そこが盛り込まれると読んだ方が分かりやすいなという部分も……、そのあたりどのように。

○教育長（大友義孝） どうですか、阿部先生の提案について。

○委員（後藤眞琴） これ、本当に読む人、どんな人が読むのか、できるだけ読みやすいように振興基本計画の言葉遣いなんかもこっちのほうがいいと思ったら、それ読みやすいような形に代えて、とにかくこれ見たら美里町の教育はこういうことでやっていくんだなということが理解できるように僕はお願いしますね。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） では、少し膨らませると、この美里町教育振興基本計画のものを盛り込んでという形で、もう一回構成してみます。

○教育長（大友義孝） これも要らないんじゃないかという話も出てくるのかな。そういうことはないと思うんですけども。すごく町民の皆さんとか、いろいろお話を伺うと、美里町の教育の発行を待ち望んでいる町民の人たち結構いるんだなと思ってですね、町の教育委員会の施策とかそれから現在の学級編制の関係とか、それぞれの学校はどういうふうな状況なのかという部分、その辺が分かるので、だからすごく待ち望んでいる人たちがいるという大変ありがたい話も頂戴しておりますので、この場で紹介させていただきたいと思いました。

では、阿部先生、対応部分を含めてちょっと膨らませていただいて、修正の程をよろしくお願いいたします。

委員の皆さん、それでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございました。

それでは、美里町の教育の策定について以上で終了させていただきます。

---

その他

○教育長（大友義孝） では、その他に入ります。ちょっと、3時からの予定だったんですよね。休憩しないでこのまま続けさせてください。

定例会の件について、青山主事。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私から本日1枚物をお配りしております、教育委員会の年間における定例会、念のためちょっと臨時会というのも設けさせていただいておりますが、開催予定等について簡単にだけご説明さしあげます。着座にて失礼いたします。

3月の定例会の際に既にご案内さしあげました年間の日程があらかじめ分かっていたらいいんじゃないかというところがありましたので、原案としましてこのような形でお示しはさせていただきました。今後、こちらに沿って会議の都度都度、次回の確認というところをさせていただければとは考えております。

改めまして、委員さんのほうでこれを基にちょっとスケジュール管理したいということであれば、そこにいろいろ書き込めるように少し工夫したつもりでございます。網かけ箇所は事前に閉庁日として設けておりますので、こちらについては基本的には開催は難しいという前提でご確認いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今説明があったように、年間の大体の目安ですね、つくっていただきました。ですから、今度26日に定例会、これは確定しているわけですが、このときに5月の定例会、28日でよろしいですかという確認をさせていただくということになります。ですから、次回の定例会をいつやるかの確認は必ずしていくということで、大体年間の目安と捉えていただきたいと思いますので。既に、この日都合悪いなんていうところももしかしたらあるのかもしれませんが、それなら前の会で調整していくようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

何かご意見ございますか。よろしいですか。（「意見じゃないんですけども、8月の11日じゃなくて、9日、一応、」の声あり）そうです、ごめんなさい、9日に……、そのとおりです。10月11日もこれなくなったんだよね、ちょっと祝日がずれていますので、もう一度次回に出しますので、今度は大きいやつでいいんだけどね、書き入れられる。そのようにお願いします。じゃあ、ありがとうございます。

では、次に、アイデアコンテスト、伊藤主事、どうぞ報告をお願いいたします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 教育総務課伊藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、新中学校アイデアコンテストについて、審査結果とあと入賞者への通知の2点について、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、配付させていただいていたホチキス止めで2枚組の新中学校のアイデアコンテスト審査結果についての通知文の（案）の資料なんですけれども、事前に配付させていただいた資料で入賞者とあと佳作の作品の応募者への通知ということで、それぞれ2つつくっていたんですけれども、ちょっと内容を統一させていただきましたので、本日差し替え資料として配付させていただきました。当日の資料となり申し訳ございませんでした。

それでは、まず、新中学校アイデアコンテストの審査結果について説明させていただきます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

まず、ホチキス止めの7枚組の資料をご覧いただきたいと思います。

まず、新中学校アイデアコンテストの応募作品の審査に関してですが、3月23日に第1回目の審査委員会を開催させていただきました。第1回目の審査委員会では、入賞作品の選定方法について協議いたしました。選定方法については、審査委員会で候補作品を選定した後に、その候補作品の中から各賞についてそれぞれ、町長賞について町長、議長賞について議長、教育長賞について教育長に選定をしてもらおうということとなりました。第1回の審査委員会終了後に、各審査委員に公募作品を選定してもらい、選定してもらった結果が配付している資料の36作品の入賞候補作品となっております。

また、その後の3月29日に、第2回の審査委員会を開催いたしまして、入賞作品以外の候補作品については全て佳作とすることといたしまして、入賞作品が小学生部門で3作品、中学生部門で3作品、それ以外の30作品が佳作の作品ということとなりました。

その後、3月31日に町長、議長、教育長に入賞作品を選定していただいた結果が、本日お配りしている新中学校アイデアコンテスト入賞候補作品に記載している作品となります。部門ごとにそれぞれ作品ナンバー、隣に対応する賞を記載しておりますのでご確認いただければと思います。また、その資料の2枚目以降には、入賞作品のデータを添付しておりますので、作文についてはデータ化したものを印刷しておりますので、ご覧いただければと思います。佳作作品については、先月の定例会前に教育委員の皆様には作品ナンバーが付番されている作品のリストを配付させていただいていましたので、そちらで確認していただければと思います。

次に、入賞者への通知について、資料に基づいて説明させていただきます。

通知の内容としては大きく3つありまして、1つ目は審査結果と賞品、賞状の郵送について。2つ目は、入賞作品の公表について。3つ目は表彰式についてという内容となっております。審査結果と賞品については事前に郵送するという事で通知させていただいておりますので、通知文の中身に記載させていただいております。賞状については、郵送する方向で考えているため、それを記載させていただきました。次に、作品の公表についてですが、入賞作品は美里町の広報とあとは公式ホームページで掲載いたしますが、佳作の作品については広報の紙面の都合上全てを掲載することができませんので、広報記事の中で佳作についてはホームページで公表させていただくという旨をお知らせすることとしております。そのため、入賞者への通知の文では広報及びという括弧書きの部分が入ってくるんですけども、佳作作品の応募者への通知文の中には美里町の公式ホームページにという文になりますので、括弧書きの部分が省略されて通知するというふうに考えております。また、応募いただいた作品については、新中学校整備等事業に参加する事業者へご覧いただくこととしておりましたので、あわせてその内容を記載しております。

次に、表彰式についてですが、新型コロナウイルス感染拡大が続いておりまして、町内でも感染者が確認されている状況から中止とさせていただく方向で考えておりまして、その内容を記載させていただいたものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

どれも立派な作品でありました。教育委員会から後藤委員に出していただきまして、いろいろと見ていただいたところでございます。何か委員の皆さんからご意見ありますか。留守委員。

○委員（留守広行） すみません、時間ないところで。今、表彰状とか郵送だと伊藤さんおっしゃられました、学校のほうで校長先生から代理で授与していただくとかっていうのは可能でしょうか。

○教育長（大友義孝） そうですね、ちょっと検討したいところですね。議長さんとか町長さんが学校に出向いてということではなくて、例えば教育長が出向いて行って伝達をするということであれば、できないわけではないかなと思うので、できる限り伝達式、直接お渡しできるような考え方をしてみたいと思います。（「今は、校長先生がという」の声あり）

○委員（留守広行） 例えば、教育長が出向くことが難しければ校長先生に代理で、もし郵送でどーん行ってよりも、校長先生なり教育長が、こういうことだというようなお話あれば、なお一層いいんじゃないかと思いました。よろしければ。

○教育長（大友義孝） 学校に行く口実ができますので、できる限り行って、できる限りそういう方向で考えてみたいと思います。委員の皆さん、みんなで手分けして行くということもいいのかと思うんですけども。じゃあ、そういうことで、考えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

では、よろしいですか。そのほか何か。なければいいですか。ないようでございますので、その他案件も終了させていただきました。ちょっと、休憩を挟まないで大変申し訳ございませんでした。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、令和3年4月教育委員会臨時会を以上をもちまして閉会させていただきます。

大変お疲れさまでございました。

午後2時57分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年5月28日

署名委員

---

署名委員

---